

平成23年千葉市教育委員会会議
第5回臨時会会議録

千葉市教育委員会

平成23年千葉市教育委員会会議第5回臨時会会議録

日時 平成23年9月8日(木)

午後3時12分開会

午後3時17分閉会

場所 教育委員会室

出席委員 委員 長 内山 英夫
委員 員 梅谷 忠勇
委員 員 津田 英彦
委員 員 和田 麻理
委員 員 篠原ともえ
教 育 長 志村 修

出席職員 教 育 次 長 武田 昇 総 務 課 長 初芝 勤
教 育 総 務 部 長 竹川 幸夫 総 務 課 総 括 主 幹 久我 千晶
学 校 教 育 部 長 三野宮純一 総 務 課 主 幹 内山 健
生 涯 学 習 部 長 千本松隆俊

書 記 総 務 課 長 補 佐 南 久志 総 務 課 主 査 補 諏訪 瑞穂
総 務 課 委 員 会 係 長 山本 春樹 総 務 課 主 任 主 事 藤井 拓也

1 開会

内山委員長より開会を宣言

2 会議の成立

全委員の出席により会議成立

3 会議録署名人の指名

内山委員長より津田委員を指名

4 会期の決定

平成23年9月8日（1日間）ということで全委員異議なく決定

5 議事日程の決定

議事日程を全委員異議なく決定

6 議事の概要

(1) 非公開事項の決定

「委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定」を非公開審議とする旨決定

(2) 委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第12条並びに千葉市教育委員会組織規則（以下「組織規則」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定が実施された。

ア 委員長の選挙の方法の決定

内山委員長 平成23年10月18日から1年間、委員長を務めていただく方を選ぶこととなります。選挙の方法ですが、組織規則第3条第2項の規定により、「選挙の方法は委員が協議して定めるところによる」となっていますが、いかがいたしましょうか。

志村教育長 指名推薦の方法を提案します。

内山委員長 ただ今、指名推薦の方法でとの提案がありましたが、いかがでしょうか。（「異議なし」の声）

全委員異議なく、委員長の選挙の方法を指名推薦とすることと決定した。

イ 委員長の選挙

内山委員長 それでは、どなたか、この10月18日からの1年間、委員長の職をお務めいただく方をご推薦いただけますか。

津田委員 今の内山委員長に、引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

内山委員長 ただいま、私をご推薦いただきましたが、他にどなたか、別の方をご推薦される方はいらっしゃいますか。（他に推薦する者なく、「異議なし」の声）

全委員異議なく、内山委員の委員長再任が決定した。

(任期：平成23年10月18日から平成24年10月14日まで)

ウ 委員長職務代理者の指定

内山委員長 引き続き、委員長職務代理者の指定に移ります。職務代理者の指定の方法は、法第12条第4項及び組織規則第4条の規定により、委員長である私より推薦させていただき、皆さんの同意を得るといふことで決定したいと考えます。私からは、引き続き、梅谷委員を職務代理者として推薦したいと考えますが、梅谷委員、その他の委員の皆さん、いかがでしょうか。

(梅谷委員、就任承諾。「異議なし」の声)

全委員異議なく、梅谷委員の委員長職務代理者就任が決定した。

(任期：平成23年10月18日から平成24年10月14日まで)

エ 委員長、職務代理者の任期

総務課長 ただいま、内山委員長の再選と梅谷委員が再度職務代理者に指定されることが決定されましたが、お務めいただきます任期に関しまして、事務局より申し上げます。

内山委員長、梅谷委員、ともに今期の教育委員としての任期が平成24年10月14日までとなっております。したがって、本来であれば委員長の任期は1年のため、平成24年10月17日までとなるところですが、今回におきましては、1年に3日ほど足りませんが、委員の任期である平成24年10月14日までとなりますことをご了承いただきますようお願いいたします。

7 閉会

内山委員長より閉会を宣言